

ポイント

EUの権限、一律に定まらず4つの類型。経済統合・国家主権・民主主義、並立せず。欧州経済統合にも同様のトリレンマ存在。

庄司 克宏 慶応義塾大学教授

ギリシャの財政問題をきっかけとして、欧州共通通貨「ユーロ」の信認がゆらいでいる。その背景には、これまでの「欧州統合」の歴史的な背景や、欧州統合が本質的に抱える問題が存在している。

経済通貨同盟という用語は問われるようになった。この問題は現在に至るまで尾を引いている。

欧州連合(EU)の存在は当初、「スプラナショナル・コンプロマイズ(超国家性と妥協)」に基づいていたとされる。それは「市場統合」という領域に限定することを条件に、国家が主権の委譲を容認することを意味した。EUは欧州統合による経済的利益



経済教室

を各国が平等に享受するという正当性に依拠して、市民からの支持を確保したのである。一方で、EUは欧州統合の目標として、いわば白紙委任状的に「一層緊密な連合」を掲げ、必要に応じてその都度新たなプロジェクトを加盟国の合意に基づき基本条約に書き込んできた。その最

「連邦主義」望まぬ欧州

ユーロの試練

>>中

たる例がマーストリヒト条約(1993年発効)により導入された「経済通貨同盟」である。しかし、デンマークの国民投票によるマーストリヒト条約批准拒否を契機に「民主主義の赤字」という問題が顕在化した。EUの官僚機構への不信や、加盟各国の首脳や閣僚が密室での取引に終始し、民意が反映されていないという不満が高まったのである。EUは直接に民主的正当性を

誤解を招きやすい。経済同盟と通貨同盟が実際には非対称的な関係にあるからである。通貨同盟、すなわちユーロ圏の金融政策は欧州中央銀行(ECB)の下で中央集権的・連邦的な性格を帯びているのに対して、経済同盟、すなわち経済政策は加盟国の権限にとどまるという分権的構造になっている。経済通貨同盟が例示するように、EUの権限は一律に定まっているわけではない。E

Table with 3 columns: 特徴, 分野(例), EUの権限の類型. Rows include 排他的権限, 共有権限, 補充的行動, 政策調整.

EUの権限の類型
特徴 分野(例)
排他的権限 EUのみに立法権 関税同盟、域内市場の競争規則、ユーロ圏の金融政策
共有権限 EUが権限行使しない限度で加盟国に立法権 モノ・人・資本などの自由移動、環境政策
補充的行動 EUとして行動できるが、各国法の調和はできず 産業政策、公衆衛生、教育
政策調整 加盟国に権限。EUは政策調整にとどまる 財政政策、雇用政策

EUの権限の類型
特徴 分野(例)
排他的権限 EUのみに立法権 関税同盟、域内市場の競争規則、ユーロ圏の金融政策
共有権限 EUが権限行使しない限度で加盟国に立法権 モノ・人・資本などの自由移動、環境政策
補充的行動 EUとして行動できるが、各国法の調和はできず 産業政策、公衆衛生、教育
政策調整 加盟国に権限。EUは政策調整にとどまる 財政政策、雇用政策

の調和ができない分野。第四にEUレベルで加盟国が政策調整を行うにとどまる財政政策および雇用政策の分野である(図表参照)。
米国の経済学者ロドリクが提示した「世界経済の政治的トリレンマ」仮説によれば、「国際経済統合」、「国家主権」、「民主主義」(大衆政治システム)の3つを同時に

達成することはできない。その結果、次の3つの選択肢が存在することになる。1つ目は、国家主権を二の次にして「グローバルな連邦主義」の下で国際経済統合と民主主義を選択する。「グローバルな連邦主義」は国を超えたグローバルな立法機関と、ローカルな国レベルの代表機関・規制機関の組み合わせである。2つ目は、民主主義を二の次にして「黄金の拘束服」の下で国際経済統合と国家主権を両立させる。「黄金の拘束服」とは、国家の権限を国際商取引と資本移動を促す方向へ拘束するものであり、民意に対応する自由は奪われる。そして3つ目は、国際経済統合を二の次にして、国家主権と民主主義を維持する。国際経済統合を前提とすれば「グローバルな連邦主義」の下で民主主義を実現するか、または「黄金の拘束服」の下

で国家主権を維持するかのいざつかしかなことになる。さらに「国際経済統合」を「欧州経済統合」、「グローバルな連邦主義」を「欧州連邦主義」に置き換え、「黄金の拘束服」をそのまま適用するならば、ロドリクの仮説はEUにどのよう当てはまるだろうか。先述したとおりEUの権限は一律に定まっているわけではないため、上記3つの選択肢はEUにおいて部分的に併存している。たとえば金融政策は「欧州連邦主義」、財政政策は「黄金の拘束服」の下にある。ECBは物価安定を主要目的としてユーロ圏の金融政策を決定し、実施する。ECBは強い

統合は領域で濃淡

経済通貨同盟の構築に壁

Uの権限には大きく分けて4つの類型がある。第一にユーロ圏の金融政策、域内市場での競争政策、関税同盟のようにEUのみが立法権を有する「排他的権限」の分野。第二にモノ・人・サービス・資本の自由移動、環境政策のように、EUと加盟国との共有権限であるが、各国法の調和が可能であり、その場合にはEU法が加盟国法より優越する分野。第三に産業政策、公衆衛生、教育など加盟国を補充する権限にとどまり、各国法

で国家主権を維持するかのいざつかしかなことになる。さらに「国際経済統合」を「欧州経済統合」、「グローバルな連邦主義」を「欧州連邦主義」に置き換え、「黄金の拘束服」をそのまま適用するならば、ロドリクの仮説はEUにどのよう当てはまるだろうか。先述したとおりEUの権限は一律に定まっているわけではないため、上記3つの選択肢はEUにおいて部分的に併存している。たとえば金融政策は「欧州連邦主義」、財政政策は「黄金の拘束服」の下にある。ECBは物価安定を主要目的としてユーロ圏の金融政策を決定し、実施する。ECBは強い

独立性を保障されている。ただし、直接選挙によりEUの「民意」を代表するとされる欧州議会に対して説明責任を負っている。
他方、EUでは加盟国が自国の経済政策を「共通利益事項」とみなして経済財政理事會(ECOFIN)で調整するが、そこでは相互監視と圧力行使がなされるにとどまる。「救済禁止条項」に基づき、ECBや各国中央銀行による信用供与や国債などの直接購入、およびEUやほかの加盟国による債務肩代わりは禁止されている。また「安定成長協定」の下、「多角的監視手続」による各国財政政策の事前監視、および国内総生産(GDP)比で3%を超えれば財政赤字の是正のため、制裁を伴う「過剰赤字手続」が実施される。
ギリシャでは2009年10月の政権交代により財政統計の改ざんが明るみに出たこと

COFINは欧州委の是正勧告を無視して過剰赤字手続きを打ち切ってしまった。さらに、05年には安定成長協定の見直しが必要とされ、多角的監視手続きと過剰赤字手続きにおいてともに加盟国の裁量の余地が拡大された。このように、大国が約束を守らない前例を作ってしまったことも今回の危機の要因の一つとなっている。
ロドリクの仮説に照らすならば、EUはギリシャ問題をどのように解決することになるのだろうか。第一に、ギリシャの労働者が公務員ストなどで求めているのは「国家主権」と「民主主義」に沿った現状維持の政策であるが、それが不可能なことは明らかである。第二に、ユーロ参加国の財政政策の権限をEUに委譲するという欧州連邦主義的な解決策があらう。しかし、これは明らかに加盟各国が望んでいない方法である。
その結果、第三の道筋として黄金の拘束服に立脚した解決策が追求されている。EUは救済禁止条項を緩やかに解釈するとともに、「例外的な状況」による財政支援の供与を条件に、ギリシャに対して財政健全化と国内改革を要求し、ギリシャ政府もこれを受諾している。また、他の加盟国への危機波及に備えて欧州安定化メカニズムの創設が決定された。安定成長協定の強化も検討されており、欧州委はユーロ参加国に対する多角的監視手続きを毎年早期に開始するよう提案している。
かつてドイツ連邦銀行は90年の声明で「通貨同盟は(中略)過去の経験に照らして永続的であるためには包括的な政治同盟という形で一層遠大な結合を必要とする」と述べている。しかし、EUは少なくとも今このころ、ロドリクの仮説における「連邦主義」的解決へ進んでいるようには見えない。

しょうじ・かつひろ 57年生まれ。慶応大卒。専門はEU法